

質問項目

核兵器廃絶と被爆者支援について

警察・検察の取り調べの全過程の可視化について

とちぎ未来開拓プログラムと私学助成について

新卒高校生の就職支援について

国民健康保険税滞納者への資格証明書・短期被保険者証の発行について

DV防止対策の強化について

県立高校におけるDV防止対策について

イチゴ産地と生産者を守るために

ダム事業と鬼怒工水の問題について

**三番（野村節子議員）**

一問一答方式により順次質問いたしますので、簡潔なご答弁をお願いいたします。

**核兵器廃絶と被爆者支援**

最初に、二つの国民的課題について伺います。昨年、国民に強い印象を与えた二つの課題について、知事のお考えを伺いたいと思います。まず、核兵器廃絶についてですが、ことしは広島・長崎の原爆投下から六十五年目を迎えます。私は二十五歳のとき初めて広島を訪れまして、一発の原爆が地上の人とあらゆる物を無差別に破壊し尽くす悪魔の兵器であることを知り、以来、核兵器をなくす運動にかかわってまいりました。

昨年四月、アメリカのオバマ大統領がブラハで行った演説で、米国大統領として初めて核兵器のない世界を追求することを国家目標とすると宣言いたしました。広島・長崎の原爆投下についても人類的道義にかかわる問題だと認め、世界に核兵器廃絶を呼びかけたことは、大きな変化であり、歴史的意義を持つと思います。ことし五月にはNPT（核不拡散条約）再検討会議が開催されますが、核兵器廃絶への着実な一歩とするためにも、被爆国日本が各地方から世論と運動を盛り上げる必要があるのではないのでしょうか。ついては、栃木県として、非核栃木県宣言または核兵器廃絶を盛り込んだ平和栃木県宣言を行うことを提案したいと考えています。県民世論の醸成はもとより、世界各国から観光客を迎えているこの栃木県からの発信は、大変効果的だと思います。知事の核兵器廃絶に寄せる思いと非核栃木県宣言について所見を伺います。

**福田富一 知事**

ただいまの野村節子議員のご質問にお答えいたします。平和は人類にとって何ものにもかえがたい大切なものであり、美しい郷土を守り、豊かな暮らしを次代へと引き継いでいくための基盤になるものであると考えております。世界で唯一の原爆被爆国である我が国が、核兵器の廃絶を国民的悲願として、非核三原則を堅持するとともに、全世界に平和と軍備縮小を訴えていくことは大変重要なことであると考えております。

また、今般、世界の平和を実現する上で大きな影響力を持つアメリカ合衆国の指導者が、平和で安全な核兵器のない世界を追求する決意を表明されましたことは、大変意義のある

こととっております。

本県では、第百八十回県議会定例会におきまして、核兵器の全面撤廃と軍備縮小の推進に関する意見書を全会一致で議決し、政府に対しまして、その実現と世論の喚起に努めるよう要望しております。県といたしましても、核兵器の廃絶と世界の恒久平和につきまして、広報紙などを通じた啓発活動を行うなど、平和の大切さに対する県民の理解促進に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

### 三番（野村節子議員）

百八十回定例会と申しますと、大分前のお話だなという感じがいたします。県内では三十の市町すべてが非核自治体宣言あるいは平和都市宣言を行っております。全国的にもこれは誇れることだと思っております。県段階では全国四十道府県が宣言し、していないのは本県含め七都県でございます。核兵器廃絶をだれより強く願ってこられたのは被爆者ご自身だと思います。私は県内の被爆者団体の会長さんをお訪ねしてお話を伺ってまいりました。そのとき、ご自身が被爆体験を語られた、このビデオをお借りいたしました。「被爆者は語る 広島証言」というものです。国立広島原爆死没者追悼平和記念館の製作によるもので、ビデオを拝見いたしまして、生々しい証言とともに、「一日も早く核兵器のない世界を」と語っておられる姿に、改めて胸が熱くなりました。非核栃木県宣言の実現は被爆者の皆さんの思いをくみ、生かすことでもあると確信いたします。前向きなご答弁はいただけませんでしたけれども、ぜひともことしというこの年をしっかりと受けとめていただいて、知事のご決断を望みたいと思っております。

### 警察・検察の取り調べの全過程の可視化

次に、警察・検察の取り調べの全過程の可視化について伺います。足利事件の犯人とされ、十七年も服役させられていた菅家利和さんが無実であったことがわかり、解放されたことは、大変衝撃的な出来事でした。昨年十月に始まった宇都宮地裁での再審裁判では、弁護側、検察側ともに無罪を主張、三月二十六日の判決を待つのみとなりました。無実の菅家さんが救われたことは本当によかったと思っておりますが、失われた十七年は取り返せません。また、真犯人を処罰できず、被害者ご遺族の心中は察するに余りあるものがあります。

冤罪が起きた要因の一つに虚偽の自白の問題がありました。専門家は、冤罪を防ぐには自白の信憑性を検証できる容疑者取り調べの全過程の録音・録画、いわゆる可視化が必要であると指摘をしております。全国すべての弁護士会が可視化を求める意見書・決議を上げました。裁判員制度がスタートし、国民だれもが裁判員として裁く立場に立つ可能性が生じております。「プロでも正しい判断が難しいのに」と不安の声が上がっています。冤罪事件が起きた本県から声を上げて容疑者取り調べの全過程の可視化を推進すべきだと思いますが、知事の見解を伺います。

### 福田富一 知事

ただいまのご質問にお答えいたします。足利事件におきまして、菅家さんが長い間つらい思いをされたことは、あってはならないことであつたと思っております。取り調べの可視化につきましては、刑事司法制度全体の枠組みの中で国のレベルで議論されるべき問題であります。現在、政府におきまして、有識者による研究会を開催するなど、検討がなされていることは承知しているところでございます。今後も、政府において幅広く多角的に

議論されるものと思われますので、政府の検討を見守ってまいりたいと考えております。いずれにしても、本県警察を含めた警察、検察当局におきまして、二度とこのようなことが起こらないよう、万全を期してもらいたいと思います。

### 三番（野村節子議員）

国の判断にゆだねるというご答弁でございました。鳩山政権は可視化をマニフェストに掲げましたが、今国会に提出するののかしないのか、政治的な思惑も絡んでか、その具体策は見えてまいりません。そうした中で、今知事のご答弁にもありましたように、刑事司法制度全体の見直しが必要だという論議があるのも承知をしております。しかし、それを理由にして可視化をおくらせてはならないと思うのです。必要最低限の緊急の制度改革として全過程の可視化を急ぐべき、こうした立場にぜひとも立っていただきますようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

### とちぎ未来開拓プログラムと私学助成について

次に、とちぎ未来開拓プログラムと私学助成について伺います。知事は、「とちぎ未来開拓プログラムは、国の制度が変わるなどした場合、毎年の予算の中で見直す」と述べてこられました。国の基金、交付金の活用でサービスを拡充できる事業もふえましたが、来年度予算における見直しはごく一部にとどまりました。私学助成もその一つであります。

鳩山内閣が公立高校の授業料無償化と私立高校などへの就学支援金を支給する制度を創設いたしました。これは一歩前進です。しかし、依然として公私間の生徒の負担は大きな格差があります。昨年九月の補正予算では、高校授業料減免等に対する国の緊急支援交付金一億二千八百万円が本県に配分され、三年間の修学支援基金が積みれました。これで制度がよくなると期待した方もあったと思います。これまでの授業料減免制度を利用している割合はわずか二%とのことで、全国平均は二〇%ですから十分の一にすぎないわけです。なぜそんなに少ないかということ、減免の対象を生活保護水準世帯に限定しているからです。生活保護よりももう少し所得のある、ある意味一番苦しい世帯も減免対象にしてほしい、これが県民の強い要求でした。ところが、基金により減免人数枠など一定の上積みはありましたが、制度の改善、拡充は見送られました。補正予算では、国の基金と入れかえに、授業料減免補助金予算に係る一般財源は七百九十一万円もカット、来年度予算案はと申しますと、国の地方交付税による授業料軽減費分が増額されているにもかかわらず、県の予算を四千九百万円ほど削減、二〇〇九年度比では五四%も減額となっております。結局、制度をよりよいものにするよりも、未来開拓プログラムに縛られた財政事情を優先したということではないでしょうか。

私立学校運営費の補助単価も、国の交付税単価が増額されるのに、プログラムどおり高校の補助単価は据え置き、小中学校はそれぞれ減額です。国が一歩前に出たら県は一歩後退、これでは県民は肩透かしです。ついては、国の交付金や交付税単価の増額を十分に生かし、未来開拓プログラムを柔軟に見直し、授業料減免制度の対象要件の緩和や運営費の補助額を増額すべきだと考えますが、知事の答弁を求めます。

### 福田富一 知事

ただいまのご質問にお答えいたします。本年四月から私立高校生等に就学支援金が交付されることとなりますが、その交付額を超える部分の授業料負担がなお残ることから、こ

れまでの私立高等学校授業料減免補助制度を維持するとともに、近年の対象者数の増加傾向へも適切に対応することにより、引き続き低所得世帯の教育費負担の軽減を図ってまいります。

また、小中高校運営費補助金につきましては、とちぎ未来開拓プログラムの策定に当たって、教育費の保護者負担にも配慮した見直し内容としたところであります。平成二十二年度予算につきましては、とちぎ未来開拓プログラムの実質的な初年度として、その着実な実行を図るため、内部努力の徹底や行政経費の削減などに取り組んだところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

### 三番（野村節子議員）

子ども手当の県負担の持ち出しや税収不足など、全国どこも県の予算編成には大変なご苦労があったと思います。けれども、岡山県の例ですが、国の就学支援金、年間十一万八千八百円を受給してもなお経済的に修学が困難な私立高校生に、納付金免除の補助を行うことを来年度予算に盛り込んだと伺いました。五百万円以下の世帯にも年二万四千元補助をするというのは注目されると思います。岡山県は栃木県より一足先に財政健全化に踏み出した県でございまして、こうした健全化プログラムがあっても、それはやる気になればできるのではないかと思うわけでありまして、知事にはそうした選択肢はなかったのでしょうか、一点再質問させていただきます。

もう一点ですが、国の修学支援基金が制度の拡充・新設には二分の一しか充当できない、県の持ち出しが必要になることが、前向きに取り組めない要因の一つだと考えております。制度を拡充・新設した場合も基金を全額取り崩すことができるように、制度設計を変更するよう国に求めるおつもりはありませんか、お伺いいたします。

### 福田富一 知事

まず一点目でございますけれども、私立高等学校運営費補助金の県単上乗せ分や私学教職員共済補助金などの交付税措置分に加えて、それ以外に事業費についても予算措置しているものがあります。それらの事業を合わせて考えますと、私学関係経費に充当する一般財源の合計は交付税措置額を上回るものでありまして、直接的、間接的に私立高校生の教育費負担の軽減に寄与しているものと考えております。

次の二点目の問題でございますけれども、平成二十二年一月二十八日付、全国知事会の社会文教常任委員会、委員長は愛知県の知事でございますけれども、委員長名でもって文部科学大臣あてに申し入れを行っております。基金の取り崩しの割合の撤廃、これは低所得者世帯への入学料減免補助金を対象とするということですが、こういったことにつきまして、使い勝手がよく柔軟に運用できるようにすることを、知事会として申し入れをしているところであります。

### 三番（野村節子議員）

この基金の制度は麻生内閣がつくった制度でございまして、昨年七月の時点で、既に国に二十三道府県から改善してほしいという要望が出ていたそうでございます。新政権が対応し切れていない問題でもありますので、これは知事会の要望だけにとどまらず、ぜひ県としても声を上げていただきたいと思います。知事のご答弁を勘案いたしますと、プログラムの三年間はとにかく県民には我慢をと、こういう姿勢だと思っております。これはやはり納得できないのです。三年たてば高校生は卒業していきます。人づくり重視ということであ

れば、私立でも公立でも高校までは安心して卒業できる栃木県にするため、私は、三年間の足踏みは許されないということを指摘させていただいて、次の質問に移ります。

#### 新卒高校生の就職支援について

次に、新卒高校生の就職支援について教育長にお伺いいたします。文部科学省の二月二十三日の発表によりますと、三月に高校卒業予定者の栃木県の就職内定率は、昨年十二月末で八〇・四％と、労働局の統計よりちょっと数は多くなっておりませんが、昨年同月比で文部科学省の数値では八・一％下回っており、大変厳しい状況にあります。私にも県外で就活中の子供がおりまして、この厳しい経済状況に遭遇した生徒さんのことは人ごととは思えないわけでありまして、「社会人への門出を祝えない若者を一人でも残してはならない」という思いを込めて質問いたします。

県は、今年度緊急雇用創出事業を活用して、就職希望者三十人以上の県立高校三十校に就職指導員を配置し、進路担当教諭と協力して求人開拓も含めた就職支援を行っております。私は、ある高校の指導員の方にお話を伺ってまいりました。何度就職に挑戦しても内定がもらえないとひどく落ち込んでしまう生徒もいたそうで、それだけに内定がもらえると本当にうれしく、やりがいがある事業だと語っておられました。この高校では希望者全員が内定したと伺いました。これは非常にうまくいったケースかもしれませんが、指導員募集には短期間に定員の二倍から三倍もの申し込みがあったとも聞いております。指導員と生徒の双方にマッチした事業だと思います。来年度も就職活動は厳しい状況が続くことが予想されます。

そこで、引き続き就職指導員の配置事業を実施すべきではないでしょうか。また、その場合、就職指導員の研修などことしの経験を参考にした改善や、希望するすべての県立高校に就職指導員配置が必要になると思いますが、教育長の見解を伺います。

#### 須藤 総 教育長

ただいまのご質問にお答え申し上げます。就職は社会的自立の第一歩でございますが、希望しながら就職できないということは、生徒一人一人の今後の人生を考えたときに、大変憂慮すべき状況ととらえております。このような状況から、各県立高校におきまして、求人開拓の強化や一人一人に応じたきめ細かな指導の徹底に努め、また、就職希望者の多い学校には、民間企業等の勤務経験のある方を就職指導員として配置してきているところでございます。就職指導員は、求人情報の収集・整理や生徒の進路相談などを行う中、就職に当たっての心構えや具体的な面接の受け答えなどの指導・助言に成果を上げております。こうしたことから、新年度も就職指導員の配置事業を継続し、今年度のノウハウを学校間で共有し就職指導員の業務に生かすなど改善を図るとともに、可能な範囲で配置してまいりたいと考えております。

#### 三番（野村節子議員）

前向きなご答弁をいただきましたが、ぜひとも継続していただくよう、そして、よりよい配置ができますようにご努力をお願いしたいと思います。もちろん学校側の努力にも限界があることは承知しております。企業の側に新卒者採用の特段の努力を求めることとあわせて取り組んでこそ、効果が出ると思います。

要望させていただきますが、他県を見ますと、宮城県では、地元在住の新規高卒者を採

用した地元企業に補助を出す市や町を支援する県の制度を来年度予算に盛り込んでおります。山形県では、直接県が地元企業に採用内定者一人当たり十五万円の奨励金を補助することもやっているわけです。これはぜひ栃木県も検討すべきだと思いますので、これは産業労働観光部長への要望といたします。

#### 国民健康保険税滞納者への資格証明書・短期被保険者証の発行について

次に、国民健康保険税滞納者への資格証明書・短期被保険者証の発行について、保健福祉部長にお伺いいたします。本県の国保税の滞納率は全国で二番目に高く、滞納により保険証を取り上げられ資格証明書を発行された世帯は一万三千五百六十九世帯、加入世帯の四％に当たります。これは、栃木県が全国で一番高い数値になっております。収納率向上の努力は当然必要であります。国民健康保険は県民の命と健康を守る命綱と言われております。悪質でない限り、資格証明書や短期被保険者証の発行は控えるべきではないでしょうか。

また、収納率を上げるために、国保税滞納者に対する差し押さえも辞さない厳しい取り立てが全国的に問題になっております。本県で二〇〇八年度に行われた差し押さえ件数を聞きましたところ、三千三百六十三件に達するとのことでした。日本共産党には、「入院代を生命保険の入院給付で払おうとしたら差し押さえられていて払えなかった」とか、「預金通帳を差し押さえられ取引先への支払いができなくなった」などの相談も寄せられております。滞納者自身が窓口に出向いて相談すべきなのは言うまでもありませんが、命や営業の存続にかかわるような差し押さえはやめるべきではありませんか。

さらに、国では、保険証を取り上げられた世帯のうち、中学生以下の子供には短期被保険者証を交付することとし、速やかに届くよう改善通知を出しましたが、高校生は対象外となっております。本県で無保険状態にある高校生の数は、厚生労働省の二〇〇九年九月調査でございますが、七百一人とのことで、この数の多さにも驚きました。高校生といえば活動範囲も広く、自転車通学をしているお子さんもいる、また、スポーツ・部活で頑張っているお子さんもいる。けがやインフルエンザの流行など、どれほど不安であったろうかと胸が痛むわけであります。国は今国会に、十八歳以下には一律に六カ月の短期被保険者証を交付する国民健康保険法の改正案を提出しましたが、これが実施されるまでには時間がかかります。県としてそれまでの救済措置を講じるべきと考えますが、保健福祉部長の考えを伺います。

#### 北澤潤 保健福祉部長

ただいまのご質問にお答えいたします。国民健康保険の健全な運営には、加入者の公平な保険税の負担が不可欠であります。このため、市町村では、払えるのに払わない滞納者に対し納付の督促に努めるとともに、事業の休廃止や病気等の特別な事情がなく一年以上滞納している場合に限り資格証明書を発行するなどして、納税相談等の機会の確保に努めております。県は、市町村に対し、子供のいる世帯など、滞納者の個別状況を十分踏まえ、できる限り窓口負担が通常と同じ短期被保険者証を活用するとともに、資格証明書の発行や滞納処分を適正に行うよう助言しております。

高校生等の短期被保険者証につきましては、今国会に上程された国民健康保険法改正案において本年七月から交付するとされておりますことから、施行後速やかに交付されるよ

う、市町村に対し必要な助言を行ってまいります。

### 三番（野村節子議員）

納付の機会を確保するために資格証明書なども発行しているというのが、厚生労働省の見解でもあります。ただ、納付の機会を確保するといいますが、特殊な事情があるかどうかを把握するには、当然訪問活動などを行わないと把握できないと思います。ただ滞納世帯が栃木県で七万三千九百二十七世帯、大変な数でございます。その働きかけの努力にも限界があり、必然的に機械的な発行にならざるを得ないのではないかと私は危惧しております。

そこで、大もとの問題として、一人当たりの国保税額が高いことが滞納者の多い要因に挙げられると思います。二〇〇八年度の一人当たりの調停額は十万四千百三十一円で、全国平均より一万三千五百十七円も高いのです。県として市や町を支援する軽減対策を講じる考えはありませんか、再質問いたします。

### 北澤潤 保健福祉部長

ただいまの再質問にお答えいたします。国民健康保険税の額が全国一高いということですが、国民健康保険税の算定方法は市町村ごとに異なっておりまして、各市町村で予想される医療費の額や各世帯における所得、資産の額あるいは世帯構成等によりまして税額が決定されるものでございます。

本県の税額が高い理由は不明確なのですが、先ほどの滞納率と関係があると思うのですが、保険税の収納率が全国で四十六位と低い。その結果、滞納者が負担すべき保険税を他の加入者が負担せざるを得ないことなどが理由の一つと考えられております。現在、保険税は実施されている市町村で決めておりますので、市町村の取り組みに対して必要な支援を県として行ってまいりたいと考えております。

### 三番（野村節子議員）

もう一度質問をさせていただきます。ただいまのご答弁を聞いておりますと、制度のとおり粛々とやるといった印象を受けるわけでありまして。二〇〇八年に県からいただいた資料によりまして、文書や電話、訪問などの働きかけの取り組みが栃木県の場合、全国に比べても私は非常に弱いのではないかと受けとめております。勢いこれだけの滞納者がいる中で、十分な働きかけができないとなれば、機械的に発行するというところで、資格証明書の発行世帯の割合が全国で一番高いという状況になっているのですから、その要因はしっかりと見ていく必要があるのではないかと思います。やはりこれだけ保険料が高ければ、経済状況も厳しい中で、滞納にならざるを得ない方がふえてくるのは当然であると思っております。

実は、厚生労働省は、二〇〇八年十月の時点で、資格証明書の交付に係る留意点ということで、機械的な運用を行うことなく特別の事情の有無を十分に把握して適切に行った上で行うことといった通知をわざわざ出しているわけです。この点についてのご努力は一体どのように行われたのか、再質問いたします。

### 北澤潤 保健福祉部長

ただいまの再質問にお答えいたします。資格証明書につきましては、病気等で納付できないなど特別な事情がないにもかかわらず一年以上滞納している場合に、資格証明書を交付することとされております。国の通知等も受けまして、当然ながら、県としてはそうい

った通知については市町村に流しておりますし、各市町村におかれましては、資格証明書の交付に当たっては事前に十分な納税相談を行い、滞納者の実情を的確に把握することとしております。市町村のそういった取り組みについては、県としても必要な助言はしてまいりたいと考えております。

### 三番（野村節子議員）

納得できる回答ではないので、引き続きこの点につきましては日本共産党としても要望していききたいと思います。とりわけ高校生への保険証交付の対策は、国が七月に実施をする、その後速やかにというお話ですので、その間の何カ月かの間、現在も含めまして、実際に無保険状態の高校生が存在しているというこの現状は、しっかり受けとめていただいて、そして、一刻を争う問題なのだということで、高校生への資格証明書の発行などは行わないよう、この点はくれぐれも要望いたしまして、次の質問に移ります。

### DV防止対策の強化について

次に、DV防止対策の強化についてお伺いいたします。まず、拠点となる施設と県内全域の相談支援体制の整備についてであります。県内の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害の相談件数は、二〇〇八年度統計で一千四百五十三件と過去最多でした。宇都宮市にDV相談支援センターが開設されたことが、相談件数増加につながったと言われております。DV防止のためには、拠点となる施設の強化と県内全域の相談支援体制の整備の両面が必要だと思います。拠点となる婦人相談所は二〇一一年にとちぎ女性自立支援センター（仮称）に移転する予定と聞いていますが、年々深刻化する相談や他のセンターや警察、各福祉事務所などからの一時保護の受け入れ要請に速やかな対応が求められております。特にDVで痛めつけられた被害者の心と体に対応できる保健師を配置することは急務と考えます。保健師、ケースワーカーなど専門知識を持つ職員をふやし、また、職員・相談員の研修、育成が計画的に行われるよう体制を強化すべきではないでしょうか。

また、改正DV法では、市や町のDV防止基本計画制定とDV相談支援センターの設置を努力義務としております。日光市でもセンター開設を準備中とのことですし、小山市でも動きがあると聞いております。ただそうしたところは一部にとどまっております。全県的に進んでいるとは言えません。すべての市でのDV防止基本計画制定とセンター開設に向け、まずは県北、県東、県南、安足地域にセンターを開設すべきと考えますが、県民生活部長にお伺いいたします。

### 荒川勉 県民生活部長

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、婦人相談所では被害者からの相談に適切に対応できるよう婦人相談員や心理判定嘱託員など専門職員を配置しているほか、各分野の専門家の協力を得て、さまざまなケースを想定した研修を計画的に実施しているところであります。今後は、女性自立支援センター（仮称）の整備を機に、市町村や民間支援団体、警察などとの連携を一層強化し、複雑・多様化する相談や被害者の安全確保に適切に対応できるよう支援体制の充実に努めてまいります。

また、DV被害者からの相談は、配偶者暴力相談支援センターとの連携のもと、県の健康福祉センターや市の福祉事務所などでも対応しておりますが、住民に身近な市町村が被害者支援の基本計画を策定し、配偶者暴力相談支援センターを設置することは、きめ細か



な被害者支援につながりますので、このような市町村の取り組みに対して引き続き必要な情報提供や助言などを行ってまいります。

### 三番（野村節子議員）

情報提供や助言というお話でしたけれども、それではちょっと弱いのではないかと思います。DV相談は居住地から離れたところのほうが相談しやすいと言われており、県内どこでも相談できるようにする必要があります。DV防止基本計画の制定やセンター設置の障害になっているのは人材不足だと思います。先ほどお話の各福祉事務所や市町村などにおきましては婦人相談員が配置されておりますが、兼務の方が多く、そして、非常に多忙だと聞いております。ですから、具体的な支援がなければなかなか市町村での対応は難しいのが現状だと思います。ぜひ地域と現場の実態に合った、本腰を入れた対策の強化をお願いしたいと思います。要望といたします。

### 県立高校におけるDV防止対策について

次に、県立高校におけるDV防止対策について、教育長にお伺いいたします。DVは夫婦間のみならず、恋人同士や高校生など未成年者でも起きております。デートDVと呼ばれていますが、現在の法律は婚姻関係のないカップルには対応し切れていません。法改正が待たれているところでありますが、専門家によりますと将来のDV加害者・被害者予備軍と言われる高校生などの未成年者が確実に存在していると言われております。昨年、宇都宮市で開催された全国シェルターシンポジウムでもクローズアップされた問題です。DVは相手を支配したいという欲望から大人でも未成年者でも、また、どんな立場にある人でも加害者になる可能性があると言われております。現実には交際相手がいなくても、大人になる前にしっかりと、DVは犯罪であり人権侵害であるとの理解を定着させることが大事だと思います。それがDVの根絶に役立つと思います。高校生だからまだ早いということではなくて、高校教育の中でこそDV防止を位置づける必要があるのではないかと考えますが、県立高校でのDV防止のためのプログラムの実施について教育長にお伺いいたします。

### 須藤稔 教育長

ただいまのご質問にお答え申し上げます。県教育委員会におきましては、性別や社会的身分などにより不当に差別されることのないよう、さまざまな機会を通して人権尊重の精神の涵養を目的に人権教育に取り組んでいるところでございます。デートDVにつきましては、平成二十一年内閣府調査では、十代から二十代において交際相手からの被害経験があると回答した割合が女性で一三・六％、男性で四・三％となっており、著しい人権侵害問題であるととらえているところでございます。

そこで、本県における人権教育の今日的課題の一つとしてデートDVを位置づけ、高校の教員を対象に、それらの理解や対応を学ぶ研修会を開催するとともに、外部講師を招聘した授業を実施しているところでございます。今後とも、人権の尊重される社会の実現を目指して、積極的に人権教育に取り組んでまいりたいと考えております。

### 三番（野村節子議員）

デートDV防止のプログラムは、今、いろいろと作成されているということも聞いております。私もちょっと勉強をしてみたのですが、これは「デートDV防止プログラム実施

者向けワークブック」なのですが（資料を示す）、三時間程度で一課程が終わるというプログラムになっておりまして、先ほど教育長もおっしゃいましたように、DVだけにとどまらず人権の問題として、人とよい関係を築くためのプログラムと言いかえてもいい内容にもなっております。ただ、DVは男女間の問題ということで、教育現場において実際に時間割の中に盛り込むには、やはりもう一步踏み出すということが必要になってくると思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、次の質問に入ります。

#### イチゴ産地と生産者を守るために

イチゴ産地と生産者を守るために、農政部長にお伺いいたします。昨年来、青果物、果物の市場価格が低迷し、生産者の所得を直撃しております。イチゴも例外ではありません。私がお話を伺った生産者の方は、「前の年に比べて八割程度にまで価格が落ち込んだときもあった」とおっしゃっておりまして、このところ幾らか値が持ち直しているようですが、生産者の皆さんは次のシーズンも安値が続くのではないかと心配しておられます。要因として、景気悪化による購買力の低下や相対取引の増加による大手量販店の買いたたきのほか、品質低下の問題が挙げられると思います。私は店で「とちおとめ」を見かけますとつい買ってしまいます。果物の中でも非常にカロリーが低く、何よりもそのまま食べられる、こんなにいい果物はないと思っています。やはり「とちおとめ」が一番おいしいと納得しながら食べているわけですが、たまにパックの下の段に十分熟していないものが混ざっていることがあったりします。市場では一パックでも定められた選果基準を守っていない果実が混ざっていると、そのケースだけでなく一こん包全体が買いたたかれてしまい、価格の低下につながっていると指摘もあります。カラーチャートによる的確な収穫時期を守ればこのような評価にはなりません、生産者の高齢化や人手不足からGAPで定められた毎日の収穫ができない、また、価格の低迷から出荷量をふやすことで乗り切ろうとする傾向も少なからずあると聞きました。これは一部の話かもしれませんが、イチゴ王国として見過ごせない問題だと思えます。ついては、県として市場のニーズを見きわめ、品質管理の実態を十分把握し、対策を講じるべきではないでしょうか。イチゴなら食べていけると可能性にかけて頑張ってきた生産者を守り、産地を維持していくためには、さらなる支援の強化や価格保障に踏み出すことも必要だと思いますが、農政部長の見解を伺います。

#### 高齋吉明 農政部長

ただいまのご質問にお答えいたします。イチゴの品質保持につきましては、生産者がみずからの問題として、収穫する熟度の徹底や、特に三月以降の暖候期における早朝収穫などに取り組んでいただくことが、まず何よりも大切であると考えております。県といたしましても、品質向上に関する項目を加えた本県独自のGAPをさらに推進いたしますとともに、品質の均一化を目的とした共同パッケージセンターの整備を支援しているところでございます。また、価格低下への対応につきましては、国・県・生産者の負担によります野菜価格安定事業がありますが、まずは、消費者の求めるイチゴづくりが基本でありますので、関係機関・団体と連携を図りながらマーケットの動向や評価を生産者につなげるなどいたしまして、信頼される産地づくりに一層努めてまいります。

### 三番（野村節子議員）

GAPという制度をつくった以上、それが確実に実行されているかどうかを把握することは、私は、県の責任でもあると思うのです。ぜひとも生産者任せでない対策に乗り出すべきだということを申し上げます。対応がくれれば将来的には産地崩壊にもつながりかねないと、そのくらいの危機感を持って対応していただきたいと思います。優等生と言われてきたイチゴでさえ生産者の生活を支えられなくなりつつあるという現状認識を持って、農産物全体の価格保障制度も含めた対策の強化をぜひとも強く要望したいと思います。また、国に対しましては、産地として大手量販店の買いたたきの防止に踏み出すよう強く要請をしていただきたいということもつけ加えまして、要望といたします。

#### ダム事業と鬼怒工水の問題について

最後に、ダム事業と鬼怒工水の問題についてお伺いいたします。鳩山政権がダム事業の見直し・凍結を掲げ、改めて本県にかかわるダムの必要性を問い直す声が高まっております。特に過去の水源開発が、県や関係自治体に大きな負担となってきたことは直視しなければならないと思います。湯西川ダムと同じ鬼怒川上流の川治ダムの開発による鬼怒工水は、ことし十一月、キリンビール栃木工場が撤退した後は、計画給水量に占める未利用水の割合が八三%にまで達します。企業局の資料によりますと、もともと計画給水量のうち営業水量は約四五%しかなく、残り約五五%の八万五百立方メートルを一般会計で賄ってまいりました。その額は、調べてまいりましたが、二〇〇七年度が約五億二千万円、二〇〇八年度が約三億六千万円、そして、昨年二〇〇九年度が約二億五千万円で、この直近の三年間の合計だけでも約十一億三千万円にもなるということでございます。これは単純に一日当たりにして割ってみましたら百三万円なのです。これが毎日鬼怒川に流されていると考えますと、非常にもったいないという気がいたします。川治ダムの水を八割も使い残しているのに湯西川ダムも建設中で、完成すれば県内では宇都宮市が日量二万五千九百二十立方メートルの水道水を買うことになっております。下流域の千葉県、茨城県などは、湯西川ダムだけでなく南摩ダム、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業からも水を買うということですが、どこでも水の需要が減っているのは同じであります。

日本共産党は、ここで立ちどまって利根川水系全体の水需要を検証する場を国が設定するよう要望してまいりましたが、その前に、鳩山政権が湯西川ダムについては建設を続行するとの判断を示したことは、極めて残念であります。特に県内の利水にかかわる南摩ダムの結論を待たずに結論を急ぐ必要があったのか、これは大いに疑問です。県として利根川水系全体の水需要の再検証を急ぐよう国に働きかけるべきではないでしょうか。そして、広い意味での国民の利益に立って、湯西川ダム、南摩ダムの見直し・中止を求めべきだと思いますが、改めて知事のお考えを伺います。

また、ダムの存続にかかわらず、鬼怒工水の利活用を図るため、水道水への転用を検討すべきではないでしょうか。過去にも千葉県が川治ダムの工水から上水に転用した例があり、可能性のない話ではないと思います。県内、県外を問わずユーザー開発に尽力すべきだと思いますが、この点について企業局長にお伺いいたします。

#### 福田富一 知事

ただいまのご質問にお答えいたします。県は、安定的な水供給のため、将来の人口や世

帯等の推移のほか、近年続発する局地的な豪雨や異常小雨等の気象変動の状況、さらには、地下水位の低下や水質悪化のリスクなど水を取り巻くさまざまな要因を勘案して、幅広い観点から水資源の確保を進めてまいりました。このような観点から、現在本県が事業に参画している湯西川ダム、思川開発事業につきましては、いずれも洪水被害軽減効果はもちろん、本県内の水道用水や下流自治体が必要としている都市用水の安定供給に必要な施設であると認識しております。このような中、昨年未公表されました「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方について」により、湯西川ダムは継続事業とされ計画どおり事業が進められることとなり、思川開発事業につきましては検証の対象とされ、新たな段階に進まず、限定された工事のみが進められることとなりました。

現在、国におきましては、ダム事業について抜本的な見直しをするために有識者会議において議論が進められており、今年夏ごろには中間報告が出され、来年夏ごろには提言の取りまとめがなされると聞いております。この見直し作業によりましては、今後の水需給計画にも影響を及ぼすことが予想されますが、その際には個別ダムのみならず流域全体で水需給を見直すべきと考えております。いずれにいたしましても、ダム事業や水需給の見直しにつきましては、国の動向も見きわめながら、本県の発展と県民の安全・安心な生活を確保するという長期的視点に立って取り組んでまいります。以上のほかの諸点につきましては、企業局長からお答えを申し上げます。

#### **栗山正道 企業局長**

ただいまの質問のうち、鬼怒工水問題についてお答えいたします。鬼怒工業用水道事業は、昭和五十七年に一部給水を開始し、その後さまざまな経営健全化策を講じた結果、平成二十年度には累積欠損金を解消することができました。しかしながら、一昨年来の世界的な景気悪化の影響等により、本年十一月までに受水企業三社の撤退が予定されるなど、契約水量は大きく落ち込む見通しでございます。このような中で、企業局の営業水量分六万六千六百トンにつきましては、今後撤退跡地等へ企業が進出することによりまして工水の利用が見込まれることから、関係機関等と協力して企業誘致に取り組むとともに、既存受水企業に対して工水利用を積極的にPRするなど、これまでも増して需要の拡大に努めてまいります。

なお、営業水量を超えます未利用水分八万五百トンにつきましては、これまで本県産業の発展等に必要な貴重な水源として確保してきたことから、今後も工業開発需要に対応する水資源として利用することを基本に、社会経済情勢の動向も踏まえながら、県全体でその利活用策について検討してまいります。

#### **三番（野村節子議員）**

再質問をさせていただきます。ただいまの企業局長のお話では、欠損金も消えて一般会計の償還が始まっているということですが、結局、水利権の部分に当たる県の持ち出しは、幾ら収益が上がるようになっても一般会計には返ってこない、全部そこにつき込んでしまうという形になっておりますから、これは本当にもったいない話だと思います。そういう点では、私はやはり、今後次期総合計画の中で大幅な人口減を見積もられていることですから、県内の水需要全体を見直す中で、将来必要な保有水量自体も再検討されてしかるべきだと考えております。

総合政策部長にお伺いいたしますが、県は次期総合計画で三十年後の二〇四〇年には、

人口二割減少で百七十万人台だと予測をしております。当然その再検証は必要になってくると思いますし、鬼怒工水の未利用水も将来のために持ち続ける必要があるのか、この点を伺いたい。

もう一点は、国に再検証を求めていくのは必要であります。同時に県としても独自に県と各市町村の水需給計画を見直すべきだと思いますが、再調査を行う考えはありますか、あわせて伺いたいと思います。

**高橋正英 総合政策部長**

まず一点目の質問について、お答え申し上げます。次期総合計画の第一次素案におきましても人口推計を実施いたしました。この結果ですが、現在のとちぎ元気プランの推計とやや定義がぶれましたけれども、-%程度の誤差でございました。その中で、現計画でも県内の水需給の見通しを立てております。それにつきましては、平成三十七年度には十四年度に比べて約四%減少するという見通しを立てておりましたが、今回の次期計画と現元気プランの人口推計の差がほとんどないということを考えますと、ベースとなります県内の水需要の見通しについては大きな影響はないのではないかと考えております。また、全体としては、ただいまお話ありました思川開発事業が検証対象になるということもありまして、ダム事業の見直しに関する議論が進められておりますので、この動向を見きわめていく必要はあると考えております。

その中で、再調査について考えがあるのかどうかということでございますが、やはり県南の市町村に関しましては、これまでも申し上げてまいりましたが、単に人口の動態だけではなくて地下水位の低下や地下水の汚染の問題等もございます。そのあたりにつきましては、各市町村と現在協議会等も持っておりますので、適宜、連絡等を取り合っていくと思っております。

**三番（野村節子議員）**

湯西川ダムや南摩ダムをつくり、さらに大量の水利権や未利用水を保有し続けるということは、これから先どれほどの莫大な財政負担になるのかと考えますと、背筋が寒くなる思いがいたします。人口見積みというのは十年先、二十年先、三十年先を見越して行っているわけで、それに合った人口減少時代の栃木県のあり方が問われているわけでありまして、今後ともダム事業中止に向けまして日本共産党としても奮闘する決意を申し上げます。この質問を終わりにさせていただきます。以上ですべての質問を終わります。